

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	上平木 (上平木町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】 ・農家戸数140戸、農地面積約113ha。水稻約73ha、小麦約35ha、大豆約30ha、野菜他2haを作付けしている。 ・平成23年に集落営農組織が法人化(132戸)して現在は役員年齢平均年齢55歳で構成している。大型機械、AIを活用した栽培管理支援システム(ザルビオ及びZ-GIS)を本格的に導入。 ・個別耕作者(8戸) 【課題】 ・本地区の集落営農法人は農地集積の意向を有しており、地域農業の担い手(中心経営体)としての意識が高い。大区画ほ場地域の集積・集約は容易であるが、30a整備田や未整備田においては、農地貸出希望農家の意向を受けて集積を図るが、個別耕作者との農地集約化は難しい。 ・法人化して10年以上が経過し高齢化による後継者不足のため令和5年に法人役員の若返りを行い、AIを活用した農業に取り組み担い手の確保を図る。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

適地適作を基本とした農地利用を考え、水稻・小麦・黒大豆・露地野菜で作物ごとの栽培技術を追及で高品質・高度利用・低コストを目指し、経営の安定化を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	113.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
国営農地再編整備事業により江岸、沼、西澤地域の80%以上は集落営農組織に集積・集約する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、江岸、沼、西澤地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む(国営農地再編整備事業)。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JAグリーン近江への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策として侵入防止柵や檻の設置、猟友会による捕獲に取り組む。また瓶割山麓に出没する野生獣の生息防止を目的に緩衝帯整備に取り組む。

③大区画圃場による水稻・麦・大豆の土地利用型農業において労力不足、作業の省力化・高精度化、コスト低減、栽培管理の観点から、引き続きスマート農業機械、AIシステム(ザルビオ・Z-GIS)に取り組む。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。